

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科教員の資格審査の基準に関する細則

平成29年6月20日  
鳥取大学大学院持続性社会  
創生科学研究科規則第8号

(趣旨)

第1条 この細則は、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科教員資格審査規則（平成29年鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科規則第7号。以下「規則」という。）第3条第2項に基づき、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科教員の資格者の審査に関する基準について定めるものとする。

(資格審査の基準)

第2条 規則第3条第1項に定める研究指導教員資格者、研究指導補助教員資格者及び講義担当教員資格者の資格審査に関する職種及び研究業績（著書、学術論文等）は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、地域学専攻における研究業績の基準については、別表に定めるとおりとする。

区 分	職 種	研究業績	
		著書・学術論文	左欄のうち最近5年間に 発表された著書・学術論文
研究指導教員 資格者	教授・准教授  (工学専攻については、講師・助教を加えるものとする。)	(地域学専攻) 別表のとおりとする。	(地域学専攻) 別表のとおりとする。
		(工学専攻) 機械宇宙工学分野 情報エレクトロニクス分野 社会基盤工学分野 10編程度  化学・生物応用工学分野 15編程度	(工学専攻) 3編程度
		(農学専攻, 国際乾燥地 科学専攻) 20編以上	(農学専攻, 国際乾燥地 科学専攻) 5編以上
研究指導補助 教員資格者	准教授・講師 ・助教  (地域学専攻については、教授を加えるものとする。)	(地域学専攻) 別表のとおりとする。	(地域学専攻) 別表のとおりとする。
		(工学専攻) 5編程度	(工学専攻) 2編程度
		(農学専攻, 国際乾燥地 科学専攻) 5編以上	(農学専攻, 国際乾燥地 科学専攻) 3編以上

講義担当教員 資格	講師	(地域学専攻) 別表のとおりとする。	(地域学専攻) 別表のとおりとする。
--------------	----	-----------------------	-----------------------

- 2 前項に規定する学術論文は、査読制度のある学術雑誌（大学・研究所紀要を除く。）に掲載されたものとする。（地域学専攻は除く。）
- 3 第1項の表に規定する工学専攻の著書・学術論文数は、40歳の者の基準を定めたものであり、専攻長は、年齢を考慮し、当該数を増減することができるものとする。

附 則

この細則は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年3月6日から施行する。

## 別表

## 地域学専攻における研究業績の基準

地域学専攻における研究業績の基準は、次のとおりとする。

区分	理系	文系	その他
<b>【研究指導教員資格者】</b>			
① 博士の学位を有する者	1種論文10編を含む論文20編	論文15編	研究業績15件
② ①又は③のいずれにも該当しない者	1種論文15編を含む論文25編	1種論文5編を含む論文20編	1種論文5編を含む研究業績20件
③ 専攻分野について、秀でた技能、知識、経験及びそれらに基づく研究業績を有する者			研究業績20件
<b>【研究指導補助教員資格者】</b>			
① 博士の学位を有する者	1種論文3編を含む論文8編	論文6編	研究業績6件
② 修士の学位を有する者	1種論文6編を含む論文11編	1種論文3編を含む論文9編	1種論文3編を含む研究業績9件
③ ①、②又は④のいずれにも該当しない者	1種論文8編を含む論文13編	1種論文5編を含む論文11編	1種論文5編を含む研究業績11件
④ 専攻分野について、秀でた技能、知識、経験及びそれらに基づく研究業績を有する者			研究業績11件
<b>【講義担当教員資格者】</b>			
① 博士の学位を有する者	論文1編	論文1編	研究業績1件
② 修士の学位を有する者	論文4編	論文4編	研究業績4件
③ ①、②又は④のいずれにも該当しない者	1種論文2編を含む論文6編	1種論文2編を含む論文6編	1種論文2編を含む研究業績6件
④ 専攻分野について、秀でた技能、知識、経験及びそれらに基づく研究業績を有する者			研究業績6件

上記の研究業績のうち、最近5年間の研究業績を理系は5編以上、理系以外は3編（件）以上を含むものとする。ただし、助教については、この限りでない。

学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位については、修士の学位と同等として扱う。

**【研究業績の定義】**

次の論文及び実績をもって研究業績とする。

- 論文：次に掲げる1種論文及び2種論文をもって論文とする。ただし、教員資格審査委員会の判断により、著書（編集・監修・翻訳を含む。）1編につき1種論文又は2種論文の1編から5編までのいずれかに相当するものとして取り扱うことができる。

(1) 1種論文

- ア. 査読制度のある学会誌（市販専門誌を含む。）及びそれに相当する学術書に掲載された論文・レビュー
- イ. 特許等の取得

(2) 2種論文

- ア. 学会誌・専門誌（紀要・プロシーディングを含む。）及びそれに相当する学術書に掲載された論文・報告
- イ. 公的調査・研究の報告書，特許等の公開

2. 実績：次に掲げる業績等をもって実績とする。

- ア. イベント・事業などの企画・運営
- イ. リサイタル，コンサート
- ウ. 個展，芸術・デザイン作品又は全日本的コンクールの審査員
- エ. 全日本的競技会の選手，審判，監督又はコーチ
- オ. 社会的評価を受けた建築設計
- カ. 教材・教具の開発
- キ. 立法・行政・司法の責任ある職位においてなされた業績及び斯界の権威と認められる業績等